

# 収支報告書

(その1)

令和4年分

※該当箇所に☑してください。

## 政治団体の区分

- 政党の支部  
 その他の政治団体(後援会等)  
 その他の政治団体の支部  
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

## 活動区域の区分

- 全国(2都道府県以上)  兵庫県内

## 資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無

※以下指定「有」の場合のみ記載

公職の種類  
 衆議院議員

(現職・候補者等)

資金管理団体の届出  
 をした者の氏名  
 佐藤泰樹

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7  
 第1項第1号に係る  
 国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7  
 第1項第2号に係る  
 国会議員関係政治団体  
 公職の候補者の氏名  
 佐藤泰樹

公職の種類  
 衆議院議員

(現職・候補者等)

## (※)資金管理団体の指定の期間

令和 4年 1月 1日から  
 令和 4年12月15日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指  
 定・取消をした場合のみ記載。

## (※)国会議員関係政治団体に 関する特例の適用期間

令和 4年 1月 1日から  
 令和 4年12月15日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団  
 体の指定・取消をした場合のみ記載。

(\*受付印)

兵庫県選挙管理委員会

5.1.13

第 号

(ふりがな) (たいへいかい)

1 政治団体の名称

泰平会

2 主たる事務所の所在地

神戸市須磨区戎町5-1-3-302

3 代表者の氏名

佐藤泰樹

4 会計責任者の氏名

佐藤史佳

事務担当者の氏名

佐藤泰樹

連絡先  
 (電話番号)

070-3667-1414

\*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	政党 全国 その他			N G K	

県内・その他

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

ア 収入総額 (ア)+(イ)	01	十億							0
(ア) 前年からの繰越額	02								0
(イ) 本年の収入額	03								0
イ 支出総額	04								0
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05								0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金額	06	十億		百万		千			0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07								0

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備 考
(ア) 個人からの寄附	08	
(うち特定寄附)	09	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10	
(ウ) 政治団体からの寄附	11	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12	0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13	
イ 政党匿名寄附	14	
合計 (ア + イ)	15	0

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金 額				備 考			
								うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
項 目				十億	万	千	円	十億	百万	千	円
ア 経 常 経 費	1 人 件 費	01				0					
	2 光 熱 水 費	02				0					
	3 備 品 ・ 消 耗 品 費	03				0					
	4 事 務 所 費	04				0					
	小 計 (1+2+3+4)	05				0					
イ 政 治 活 動 費	5 組 織 活 動 費	06				0					
	6 選 挙 関 係 費	07				0					
	7 機 関 紙 誌 の 発 行 その他の事業費の計	08				0					
	(1) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	09				0					
	(2) 宣 伝 事 業 費	10				0					
	(3) 政 治 資 金 パーティ開催事業費	11				0					
	(4) そ の 他 の 事 業 費	12				0					
	8 調 査 研 究 費	13				0					
	9 寄 附 ・ 交 付 金	14				0					
	10 そ の 他 の 経 費	15				0					
	小 計 (5+6+7+8+9+10)	16				0					
	合 計 (ア + イ)	17				0					

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

# 資 産 等 の 状 況

(その17)

## 1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年12月15日

政治団体の名称 泰平会

会計責任者の氏名 佐藤史佳

（氏名を記名押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。）



〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 佐藤泰樹

（氏名を記名押印するか、又は代表者本人が署名してください。）



泰平会  
代表 佐藤 泰樹 殿

登録 政治資金監査人 馬場敦子  
登録番号 第2285号  
研修終了年月日 平成21年7月7日



## 1. 監査の概要

- (1) 私は政治資金の規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、泰平会の令和4年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等、円滑な政治資金の監査実施が困難であると判断したため、当該監査人の事務所（所在地：神戸市東灘区魚崎南町3-6-37）において行うことが適当と判断し、当該監査人事務所において行った。

## 2. 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、泰平会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3. 業務制限

泰平会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  
また、泰平会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。